第四十五条を次のように改める。

（固定式イナート・ガス装置の備付方法）

第四十五条　規則第五十七条の三第二項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　置換用のガス排出口は、ガスが発火するおそれのない開放された場所の適当な位置に設けること。

二　逆流防止装置は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の頂部の甲板上の場所に配置すること。

三　イナート・ガス供給管は、居住区域、業務区域及び制御場所に設けないこと。

四　イナート・ガスが供給されている間、逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及びイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に指示し、かつ、恒久的に記録するための装置は、貨物制御室その他の荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

五　固定式イナート・ガス装置について、第十八条第一項第二十号イ、ハ及びホに掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置は、機関区域及び貨物制御室その他の荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

六　固定式イナート・ガス装置の設置場所には、次に掲げる要件に適合する固定式酸素検知装置を備え付けること。

イ　二個の酸素検知器が備え付けられていること。

ロ　酸素濃度が十九パーセント以下に低下した場合に警報を発する可視可聴警報装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

七　燃焼ガスを利用する固定式イナート・ガス装置のイナート・ガス供給管の制御弁は、当該供給管が貫通するガス保安区域（ガスの流入により引火又は有毒の危険が生ずる場所をいう。）の前部の隔壁に取り付けること。

八　燃焼ガスを利用する専用のイナート・ガス発生装置を有する場合には、当該装置は、貨物タンク区域の外部であって、居住区域、業務区域又は制御場所に直接通じる開口を有しない区域のうち、ガス密の隔壁又は甲板によって閉囲された区域に配置すること。ただし、当該装置を機関室に配置する場合は、この限りでない。

九　前号の閉囲された区域には、給気式機械通風装置を備え付けること。

十　窒素を利用する専用のイナート・ガス発生装置を有する場合には、当該装置は、居住区域、業務区域又は制御場所に直接通じる開口を有しない区域のうち、閉囲された区域に配置すること。ただし、当該装置を機関室に配置する場合は、この限りでない。

十一　前号の閉囲された区域には、一時間につき当該閉囲された区域の容積の六倍以上の容積の空気を換気することができる排気式機械通風装置を備え付けること。

十二　閉囲された区域に窒素タンクを配置する場合には、当該区域は、次に掲げる要件に適合していること。

イ　開放された甲板からのみ人が出入りすることができること。

ロ　出入口の戸は、外開きのものであること。

ハ　他の通風装置から独立した排気式機械通風装置が備え付けられていること。

十三　専用のイナート・ガス発生装置（第八号及び第十号のイナート・ガス発生装置を除く。）を有する固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合その他管海官庁が必要と認める場合には、前各号の規定にかかわらず、管海官庁が適当と認める基準によらなければならない。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）

第三条　船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「であること（貨物区域内のものを除く。）」を「であり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあっては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない」に改め、同項第二号中「であること（貨物区域内のものを除く。）。ただし、断面積が〇・〇二平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであって管海官庁が適当と認めるものについては、」を「であり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあっては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、」に改め、同項第三号イ中「鋼製の」を「適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強された」に改め、同号ロ中「耐火性」の下に「（面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトにあっては、管海官庁が適当と認める耐火性）」を加え、同項第四号中「前号イに掲げる要件に適合する」を「鋼製の」に改め、同号にただし書として次のように加える。

ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

同項第七号の柱書き中「調理室」の下に「のレンジ」を加え、同号ニにただし書として次のように加える。

ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

同号に次のように加える。

ホ　検査及び清掃のため、有効なハッチが適当な場所に配置されたものであること。

同項第八号中「旅客定員が三六人を超える旅客船の」を削り、「以下同じ。）」の下に「及び床面積が四平方メートルを超える乾燥室（次号において「乾燥室」という。）」を加え、同号ロ中「主洗濯室」を「当該ダンパーを取り付けている室」に、「備え付けられている」を「取り付けられている」に改め、同項第九号中「主洗濯室」の下に「及び乾燥室」を、「おいて、」の下に「当該室内で使用する」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　第三号及び第六号から第八号までの規定により取り付けられる防火ダンパーは、次に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ　仕切りの両側から閉鎖することができること。

ロ　取付け位置において、手動により開閉することができること。

ハ　開閉状態を示す表示器が取り付けられていること。

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　規則第十六条第一項第二号の告示で定める措置は、居住区域、業務区域又は制御場所の通風用のダクトに関し次に掲げる措置を講ずることとする。

一　貫通する各甲板の貫通部付近に自動閉鎖型防煙ダンパーが取り付けられ、かつ、それより上方の保護された甲板から手動で閉鎖することができること。

二　単一の送風機から分離されたダクト（同一の主垂直区域内にあるものに限る。）であって、各ダクトの開口が一の甲板間に配置される場合にあっては、前号の規定にかかわらず、当該送風機の近くに手動により閉鎖することができる防煙ダンパーが取り付けられていること。

第二十一条第二項中「第十六条第二項」を「第十六条第一項第二号及び同条第二項」に、「第十条第七号」を「第十条第二項第二号中「同一の主垂直区域内」とあるのは「主垂直区域に区分されている船舶にあっては同一の主垂直区域内」と、第十条第三項第七号」に改め、「通るもの」と」の下に「、同号ロ中「居住区域、業務区域又は制御場所を通るものにあっては、当該場所の部分はA六〇級」とあるのは「A六〇級」と」を加える。

第二十三条第二項中「隔壁」を「甲板」に改める。

第二十五条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第二十七条の七第一項において準用する規則第十三条第三項及び第十四条第二項の告示で定める要件は、それぞれ第七条第二項第一号及び第八条第一項第一号に掲げる要件とする。